

銚田市宅地開発事業の 適正化に関する指導要綱

令和3年4月

銚田市建設部都市計画課

1. 制度の概要

(1) 宅地開発事業の定義（要綱第2条）

- ① **宅地開発** 主として建築物または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更
- ② **建築物** 土に定着する工作物のうち、屋根および柱もしくは壁を有するもの等（建築基準法第2条第1号）
- ③ **建築** 建築物の新築、増築、改築、または移転

(2) 適用事業

開発区域が 1,000 m²以上 3,000 m²未満の宅地開発事業

ただし、同一又は同系の事業主による宅地開発事業が適用面積未満のものであっても、その行為が継続若しくは隣接することにより規定の面積に達するときは同一行為とみなしこの訓令を適用する。（要綱第3条第2項）

(3) 適用除外事業

法 29-1-2. 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの

政令 20-1-1. 畜舎、蚕室、温室、育種苗施設、家畜人工授精施設、孵卵育雛施設、搾乳施設、集乳施設その他これらに類する農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する建築物

政令 20-1-2. 堆肥舎、サイロ、種苗貯蔵施設、農機具等収納施設その他これらに類する農業、林業又は漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物

政令 20-1-3. 家畜診療の用に供する建築物

政令 20-1-4. 用排水機、取水施設等農用地の保全若しくは利用上必要な施設の管理の用に供する建築物又は索道の用に供する建築物

政令 20-1-5. 前各号に掲げるもののほか、建築面積が 90 平方メートル以内の建築物

法 29-1-3. 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

政令 21-1-1. 道路法第2条第1項に規定する道路又は道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第 3 条第 1 号に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）を構成する建築物

政令 21-1-2. 河川法が適用され、又は準用される河川を構成する建築物

政令 21-1-3. 都市公園法第2条第2項に規定する公園施設である建築物

政令 21-1-4. 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第2条第1項に規定する鉄道事業若しくは同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設である建築物又は軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道若しくは同法が準用される無軌条電車の用に供する施設である建築物

政令 21-1-5. 石油パイプライン事業法第 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業用施設である建築物

政令 21-1-6. 道路運送法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第 6 項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設である建築物又は自動車ターミナル法第 2 条第 5 項に規定する一般自動車ターミナルを

構成する建築物

- 政令 21-1-7. 港湾法第 2 条第 5 項に規定する港湾施設である建築物又は漁港漁場整備法第 3 条に規定する漁港施設である建築物
- 政令 21-1-8. 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設である建築物
- 政令 21-1-9. 航空法による公共の用に供する飛行場に建築される建築物で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第 2 条第 5 項に規定する航空保安施設で公共の用に供するものの用に供する建築物
- 政令 21-1-10. 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設である建築物
- 政令 21-1-11. 郵便事業株式会社が設置する郵便事業株式会社法（平成 17 年法律第 99 号）第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる業務の用に供する施設である建築物
- 政令 21-1-12. 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設である建築物
- 政令 21-1-13. 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）による放送事業の用に供する放送設備である建築物
- 政令 21-1-14. 電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する電気事業（同項第 7 号に規定する特定規模電気事業を除く。）の用に供する同項第 16 号に規定する電気工作物を設置する施設である建築物又はガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物（同条第 1 項に規定する一般ガス事業又は同条第 3 項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）を設置する施設である建築物
- 政令 21-1-15. 水道法第 3 条第 2 項に規定する水道事業若しくは同条第 4 項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第 8 項に規定する水道施設である建築物、工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定する工業用水道施設である建築物又は下水道法第 2 条第 3 号から第 5 号までに規定する公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設である建築物
- 政令 21-1-16. 水害予防組合が水防の用に供する施設である建築物
- 政令 21-1-17. 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館の用に供する施設である建築物又は博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館の用に供する施設である建築物
- 政令 21-1-18. 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 20 条に規定する公民館の用に供する施設である建築物
- 政令 21-1-19. 国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 6 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設並びに国及び独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校である建築物
- 政令 21-1-20. 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 84 号）第 2 条第 7 項に規定する火葬場である建築物
- 政令 21-1-21. と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 3 条第 2 項に規定すると畜場である建築物又は化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 1 条第 2 項に規定する化製場若しくは同条第 3 項に規定する死亡獣畜取扱場である建築物
- 政令 21-1-22. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）による公衆便所、し尿処理施設若しくはごみ処理施設である建築物又は浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽である建築物
- 政令 21-1-23. 卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定する中央卸売市場若しくは同条第 4 項に規定する地方卸売市場の用に供する施設である建築物又は地方公共団体が設置する市場の用に供する施設である建築物
- 政令 21-1-24. 自然公園法第 2 条第 6 号に規定する公園事業又は同条第 4 号に規定

する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建築される建築物
政令 21-1-25. 住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 2 条第 1 項に規定する住宅地区改良事業により建築される建築物
政令 21-1-26. 国、都道府県等（法第 34 条の 2 第 1 項に規定する都道府県等をいう。）、市町村（指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）、市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合又は市町村が設置団体である地方開発事業団が設置する研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの

※適用事業

- イ 学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校の用に供する施設である建築物
- ロ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）による更生保護事業の用に供する施設である建築物
- ハ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項に規定する診療所又は同法第 2 条第 1 項に規定する助産所の用に供する施設である建築物
- ニ 多数の者の利用に供する庁舎（主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供するものを除く。）で国土交通省令で定めるもの
- ホ 宿舎（職務上常駐を必要とする職員のためのものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるものを除く。）

- 政令 21-1-27. 独立行政法人日本原子力研究開発機構が独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成 16 年法律第 155 号）第 17 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物
- 政令 21-1-28. 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）第 2 条第 2 項に規定する水資源開発施設である建築物
- 政令 21-1-29. 独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成 14 年法律第 161 号）第 18 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物
- 政令 21-1-30. 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）第 15 条第 1 項第 1 号又は石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和 55 年法律第 71 号）第 11 条第 3 号に掲げる業務の用に供する施設である建築物
- 法 29-1-4. 都市計画事業の施行として行う開発行為
- 法 29-1-5. 土地区画整理事業の施行として行う開発行為
- 法 29-1-6. 市街地再開発事業の施行として行う開発行為
- 法 29-1-7. 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為
- 法 29-1-8. 防災街区整備事業の施行として行う開発行為
- 法 29-1-9. 公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第 22 条第 2 項の告示がないものにおいて行う開発行為
- 法 29-1-10. 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
- 法 29-1-11. 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 政令 22-1-1. 仮設建築物の建築又は土木事業その他の事業に一時的に使用するための第一種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為
- 政令 22-1-2. 車庫、物置その他これらに類する附属建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- 政令 22-1-3. 建築物の増築又は特定工作物の増設で当該増築に係る床面積の合計又は当該増設に係る築造面積が 10 平方メートル以内であるものの用に供する目的で行う開発行為
- 政令 22-1-4. 法第 29 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に規定する建築物以外の建築物の改築で用途の変更を伴わないもの又は特定工作物の改築の用に供する目的で

行う開発行為

政令 22-1-5. 前号に掲げるもののほか、建築物の改築で当該改築に係る床面積の合計が 10 平方メートル以内であるものの用に供する目的で行う開発行為

(4) 土地利用計画との適合

次に掲げる地域の宅地開発事業は原則認めない。

- ① 農業振興地域に指定されている地域（ただし、農振除外された場合は可）
- ② 国・県等の補助などにより農業施策の事業の用に供している地域及び計画区域（例：湛水防除整備事業を行った地域や、ほ場整備事業をおこなった区域など）

(5) 留意事項

- ① 施行期間は原則 3 年以内
- ② 土地区画割は、一区画 200 m²以上

宅地開発事務手続フロー

1 事前協議（要綱第6条）

※ 土地や建物の建築にあたり他法令の許認可や調整を要する場合は、事前に各担当課と協議もしくは申請等を先行して行って下さい。

※ 想定される申請等

埋蔵文化財の所在の有無照会（教育委員会 生涯学習課）

農業振興地域指定農用地の除外申請（農業振興課） ※該当する場合

農地転用手続（農業委員会） ※該当する場合

◎ **協議申出書（様式第1号）**の提出【事業者→市長】 ※2部提出

添付書類

公図の写し及び土地登記簿謄本(1/600 以上)

開発区域位置図(1/2,500~1/25,000)

土地利用現況図(1/500 以上)

土地利用計画図(1/500 以上)

取付道路計画図 ※該当がある場合

給水及び排水放流計画図

同意書 ※土地所有者と申請人が異なる場合

他法令の許可証の写し ※その他必要と認める図書で指示するもの

■ 関係課協議【都市計画課→関係課】 ～ 意見の集約 ～

◎ **協議通知書（様式第2号）**の通知【市長→事業者】

2 設計の確認（要綱第9条）

◎ **設計確認申請書（様式第3号）**の提出【事業者→市長】 ※2部提出

添付書類

設計説明書（様式第4号）

宅地開発事業施行同意書（様式第5号）

開発区域位置図(1/2,500~1/25,000)

開発区域図(1/500 以上)

土地利用現況図(1/500 以上)

土地利用計画図(1/500 以上)

給水計画図(1/500 以上)

排水計画図(1/500 以上)

がけ断面図(1/50 以上) ※該当がある場合

擁壁断面図及び構造図(1/20 以上) ※該当がある場合

その他必要な図書

■ 設計確認

◎ **設計確認通知書（様式第6号）**の通知【市長→事業者】

2-1 位置指定道路がある場合

道路の位置の指定申請(茨城県建

築基準法等施行細則第9条)

※3部(正・副・副)提出

■ 市経由

■ 特定行政庁審査

3 設計の変更（要綱第10条）

- ◎ 設計変更確認申請書（様式第7号）の提出【事業者→市長】 ※2部提出
- ↓
- 変更設計確認
- ↓
- ◎ 設計変更確認通知書の通知（様式第8号）の通知【市長→事業者】

4 軽微な設計変更（要綱第10条）

下記アもしくはイに該当する場合

- ア) 街区境界、道路、広場、排水施設等の位置もしくは形状の軽微な変更
- イ) 工事仕様の変更

- ↓
- ◎ 設計変更届出書（様式第9号）の提出【事業者→市長】 ※1部提出

5 変更等の届出（要綱第12条）

- ◎ 工事施行者変更届出書（様式第10号）の提出【事業者→市長】 ※1部提出
- ◎ 着手（完了）時期変更届出書（様式第11号）の提出【事業者→市長】 ※1部提出
- ◎ 工事（中止・再開・廃止）届出書（様式第11号）の提出【事業者→市長】 ※1部

6 工事の着手（要綱第13条）

- ◎ 工事着手届出書（様式第12号）の提出【事業者→市長】 ※1部提出

※工事中、開発区域内の場所に確認内容を記載した**掲示板（様式第13号）**を設置

掲示板 タテ 30cm×ヨコ 50cm

7 工事の完了（要綱第15条）

- ◎ 工事完了届出書（様式第14号）の提出【事業者→市長】 ※1部提出

添付書類

- 完成平面図
- 排水完成図

↓

■ 完了検査（※現地確認時立会いを求める場合があります）

↓

- ◎ 検査済証（様式第15号）の交付

7-1 位置指定道路がある場合

※ 道路の位置の指定通知書が
特定行政庁より通知されてから
完了検査を実施します。

（目的）

第1条 この訓令は、銚田市における宅地開発事業の施行に関し必要な基準を定め、その適正な施行を確保することにより、無秩序な開発を防止し、良好な居住環境の確保と開発区域周辺地域との均衡ある地域発展を図り、もって住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において「宅地開発事業」とは、主として建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）の建築の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更に関する事業をいう。

2 この訓令において「開発区域」とは、宅地開発事業を行う土地の区域をいう。

3 この訓令において「事業主」とは、宅地開発事業に係る工事（以下「工事」という。）の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事を施行する者をいう。

4 この訓令において「工事施行者」とは、宅地開発事業の工事の請負人又は請負契約によらないで自ら工事を施行する者をいう。

（適用事業）

第3条 この訓令は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第2号から第11号までの規定に定めるものを除き、面積1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の宅地開発事業について適用する。

2 同一又は同系の事業主による宅地開発事業が前項に掲げる面積未満のものであっても、その行為が継続若しくは隣接することにより規定の面積に達するときは同一行為とみなしこの訓令を適用するものとする。

（土地利用計画との適合）

第4条 宅地開発事業は、市の定める土地利用計画に適合していなければならない。次に掲げる地域の宅地開発事業は、原則として認めない。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）により農用地として指定されている地域
- (2) 農用地以外の土地で、前号の農用地を保全する視点から宅地開発事業が適当でないと思われる地域
- (3) 国、県等の補助、融資等公的資金により農業施策として行う事業の用に供している地域及びその計画区域

（事業主の責務）

第5条 事業主は、宅地開発事業の計画を策定するときは、次に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 土地に限られた資源であることから将来にわたっても有効に利用されるべき財産であることを認識し、市の定める土地利用に関する計画その他の施策と調和させること。
- (2) 開発区域及びその周辺地域における住民の意見を尊重し、その理解を得るとともに、自然環境の保全と災害防止に万全の措置を講ずること。
- (3) 施行期間は、原則として3年以内とし、その期間内に買収、造成、分譲等を終了させなければならない。ただし、やむを得ず施行期間を延長する必要がある場合は、あらかじめ市長と協議し、承認を受けること。
- (4) 土地区画割については、住宅用地の一区画の面積を200平方メートル以上とし、良好な居住環境の確保に努めること。

（事前協議）

第6条 事業主は、事業を実施しようとするときは、当該宅地開発事業の計画についてあらかじめ市長と協議し、その同意を得なければならない。

2 前項の規定による同意を得ようとする事業主は、協議申出書に細則で定める図書を添えて市長に提出しなければならない。

（市長の同意）

第7条 市長は、前条第1項の規定による同意については、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) 開発計画に実現性があること。
- (2) 開発区域及び周辺地域における道路、緑地、河川、水路等について自然環境の保全のための必要

な措置が講じられていること。

- (3) 農林漁業及び地域住民の生活環境の保持など、地域との調和が図られていること。
- (4) 文化財及び天然記念物等の保全が図られていること。
- (5) 公共施設及び学校その他の公益施設の整備に支障を及ぼさない措置がとられていること。

2 市長は、前条第1項の規定による同意については、必要に応じ知事又は関係者の意見を聴くことができる。

3 市長は、前条第1項の規定による同意をするときはその旨を、同意をしないときはその理由を明らかにしてその旨を、協議申出書を提出した者に通知しなければならない。

(設計の基準)

第8条 事業主は、工事の設計をするに当たっては、別表に定める設計の基準に適合するようにしなければならない。

(設計の確認)

第9条 事業主は、工事を施行しようとするときは、市長の同意を得た後、当該工事に着手する前に、その設計が基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の規定による確認を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した確認申請書に細則で定める図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 開発区域（開発区域を工区分けした場合は、開発区域及び工区）の位置、区域及び面積
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 開発区域の敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。以下同じ。）の区画数及び予定建築物の用途
- (5) 請負契約によって工事を施行しようとする場合は、当該工事の請負人の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

3 市長は、前項に規定する確認申請書を受理した場合において、設計が基準に適合することを確認したときはその旨を、適合しないことを認めるときはその理由を明らかにしてその旨を、当該確認申請書を提出した者に通知しなければならない。

4 市長は、第2項に規定する確認申請書の提出があったときは、知事又は関係者の意見を聴くことができる。

(設計の変更)

第10条 事業主は、前条第1項の規定による確認を受けた設計を変更しようとするときは、当該変更に係る部分の工事に着手する前に、当該変更に係る部分の設計が基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。ただし、細則で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の確認について準用する。

(遵守義務)

第11条 事業主又は工事施行者は、第9条第1項の規定による確認を受けた設計（変更の確認を受けたときは、その変更後のもの）に適合するよう工事の施行をしなければならない。

(変更等の届出)

第12条 事業主は、次に掲げる場合においては、速やかに細則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第10条第1項ただし書の規定による軽微な設計の変更をしたとき。
- (2) 工事施行者を変更したとき。
- (3) 工事の着手又は完了の時期を変更しようとするとき。
- (4) 工事を2箇月以上中止し、又はその工事を再開しようとするとき。
- (5) 工事を廃止しようとするとき。

(工事着手届)

第13条 事業主又は工事施行者は、当該工事に着手する前に現場代理人を定め、市長に着手届を提出しなければならない。

(設計確認の提示)

第14条 第9条第3項の規定による設計確認の通知を受けた事業主は、工事着手の日から次条第2項に規定する検査済証交付の日まで、当該確認に係る開発区域内の容易に確認できる場所に細則

で定める様式によって当該事業主及び工事施行者の氏名又は名称並びに当該設計が基準に適合することの確認があった旨を掲示しておかなければならない。

(工事の完了検査)

第15条 事業主は、開発区域（開発区域を工区分けした場合はその工区）の全部について工事が完了したときは、速やかに細則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに当該届出に係る工事が第9条第1項の規定による確認を受けた設計（変更の確認を受けたときは、その変更後のもの）に適合しているか否かについて検査し、当該工事が当該確認を受けた設計に適合していると認めるときは、検査済証を事業主に交付しなければならない。

(立入調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、関係職員をして宅地開発事業の施行状況について立入調査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入調査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴取等)

第17条 市長は、この訓令の施行に必要な限度において事業主又は工事施行者に対し、工事に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(施行の確保)

第18条 市長は、この訓令の規定に違反して工事を施行した事業主又は工事施行者に対しては、この訓令の適正な施行を確保するため、細則で定める必要な指導（行政手続法（平成5年法律第88号）第32条の規定による行政指導。以下同じ。）を講ずることができる。

(その他)

第19条 この訓令の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

● 設計の基準

別表（第8条関係）

区 分		設計の基準
1 道 路	(1) 幅員等	ア 道路の幅員は6m（小区間で通行上支障がない場合は、幅員4m）以上であること。 イ 主要な道路は、開発区域外の平均道路幅員3m以上の道路（開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していること。
	(2) 構 造	道路は、砂利敷きその他の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造であり、かつ、雨水等を有効に排出するため必要な側溝、街渠その他適当な施設が設けられていること。
	(3) 行き止まり道路	道路は、行き止まり道路でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 当該道路について他の道路（行き止まり道路を除く。）との接続が予定されていること。 イ 道路の終端が公園、広場その他これらに類するもので、自動車の転回に支障がないものに接続していること。 ウ道路の幅員が6m以上であること。ただし、設置する道路の延長が35m以下の場合に限り幅員4m以上であること。
	(4) すみ切り	道路が同一平面で交差し、又は屈折する場合は、その角地には付表のすみ切りが設けられていること。
	(5) 階段道路	道路は階段状でないこと。ただし、専ら歩行者の通行に供する道路で、通行の安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

	(6) 防護施設	道路が屈折し、又は道路に接してがけ、水路等があるため、交通上危険のある箇所には防護さくその他適当な防護施設が設けられていること。
	(7) 勾配	道路の縦断勾配は9%以下であり、横断勾配は適当な値であること。ただし、縦断勾配については、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り12%以下とすることができる。
2 排水施設	(1) 設置	<p>ア 排水施設は、5年に1回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算出した計画雨水並びに生活又は事業に起因し、又は付随する排水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効に排出する構造及び能力を有すること。</p> <p>イ 開発区域の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、当該開発区域内の下水（雨水、処理された汚水等）を有効かつ適切に排出できるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続していること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、当該開発区域内において一時雨水を貯留する調整池その他の適当な施設を設けることを妨げない。</p> <p>ウ 周辺の水路、河川等の状況から前号の規定による排水処理が困難と認められるときは、開発区域内において浸透柵その他の適当な施設により処理することを妨げない。この場合において、開発区域内に設置する施設は、一の区画につき一の施設を設置するものとし、開発区域外に影響を及ぼさない措置を講じなければならない。</p>
	(2) 構造	<p>ア 排水施設は堅固で耐久力を有する構造であること。</p> <p>イ 排水施設は、コンクリート、れんがその他の耐水性材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講じられていること。</p> <p>ウ 排水施設は、道路及び他の排水施設の維持管理上支障がない場所に設けられていること。</p> <p>エ 排水施設の暗渠である構造の部分の内径又は内のり幅は、20cm以上であること。</p> <p>オ 排水施設のうち、暗渠である構造の部分の次の箇所には、マス又はマンホールが設けられていること。</p> <p>(ア) 管渠の始まる場所</p> <p>(イ) 下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所。 ただし、管渠の清掃に支障がないときはこの限りでない。</p> <p>(ウ) 管渠の長さがその内径又は内のりの幅の120倍を超えない範囲において管渠の維持管理上必要な箇所</p>
3 給水施設		<p>ア 銚田市水道の給水区域内における開発区域内の生活用水は、原則として当該水道の供給を受けること。</p> <p>イ 銚田市水道の未整備区域における開発区域内の生活用水は、次の条件を満たす施設によるものであること。</p> <p>(ア) 水質が衛生上適当なもの</p>

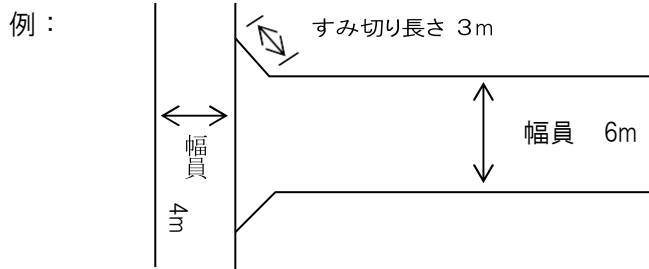
		(イ) 水量が当該開発区域内に居住することが予定される人口に必ず必要量を満たすもの												
4 擁壁	(1) 設置	<p>ア 開発区域内にがけ面があるとき又は切土若しくは盛土をした土地の部分にがけ面が生ずるときは、当該がけ面が擁壁で覆われていること。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ若しくはがけの部分で、次のいずれかに該当するもの又は土質試験等に基づく地盤の安定計算により擁壁で覆う必要がないと認められるがけ若しくはがけの部分のがけ面については、この限りでない。</p> <p>(ア) 土質が次の表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、その土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの</p> <p>(イ) 土質が次の表の左欄に掲げるものに該当し、かつその土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え同表の右欄の角度以下のもので、がけの上端から下方に垂直距離5m以内の部分</p> <p>イ アただし書の規定により擁壁で覆うことを要しないときは、石張り、芝張り等の処置によりそのがけ面が保護されていること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>擁壁を要しない勾配の上限</th> <th>擁壁を要する勾配の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟岩(風化の著しいものを除く。)</td> <td>60度</td> <td>80度</td> </tr> <tr> <td>風化の著しい岩</td> <td>40度</td> <td>50度</td> </tr> <tr> <td>砂利, 真砂, 関東ローム, 硬質粘土その他これらに類するもの</td> <td>35度</td> <td>45度</td> </tr> </tbody> </table>	土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限	軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	80度	風化の著しい岩	40度	50度	砂利, 真砂, 関東ローム, 硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度
土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限												
軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	80度												
風化の著しい岩	40度	50度												
砂利, 真砂, 関東ローム, 硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度												
	(2) 構造	<p>ア 高さが2mを超える擁壁の構造は、鉄筋コンクリート造, 無筋コンクリート造, 間知石練積み造その他練積み造であること。</p> <p>イ 擁壁は、壁面の面積3㎡以内ごとに1個の耐水材料を用いた水抜穴(内径7.5cm以上)が設けられ、かつ、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な部分には、砂利等の透水層が設けられていること。</p>												
	(3) 地表水の処理	切土又は盛土をした土地の部分に生ずるがけ面の上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、そのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配が設けられていること。												

付表(すみ切り長さ)

(単位:m)

道路幅員 交差角	4m以上6m未満			6m以上9m未満			9m以上		
	120°	90°	60°	120°	90°	60°	120°	90°	60°
4m以上6m未満	2	3	4	4	5	6	4	5	6
6m以上9m未満	2	3	4	4	5	6	4	5	6
9m以上	2	3	4	2	3	4	2	3	4

備考 道路の交差角がこの表に定める交差角のいずれにも該当しない場合には、この表に定める交差角の直近のものを適用する。



※ ただし、建築基準法施行令第144条の4及び茨城県建築基準法等施行細則第9条並びに道路の位置の指定の取扱い要領に基づいて道路構造を計画する場合は、それに順ずるものとする。

参 考

道路の位置の指定の取扱い要領【茨城県】

○ 指定の取扱基準

1 道路のすみ切り

ア 施行令第144条の4第1項第2号による。ただし両側すみ切りが物理的に不可能な場合は敷地・用途・規模等からみて交通の安全上支障がないと認められる場合に限り角地の隅角をはさむ辺の長さ3mの二等辺三角形の部分を道路に含む片側すみ切りとすることができるものとする。

イ 曲り角が60度以下になる鋭角の角地はすみ切り長さを2m以上とする。

2 雨水の処理

道路内の雨水は、河川その他の公共水域に有効に放流しなければならない。ただし、放流することが困難な場合には、道路面積70㎡当たり、1㎡以上の雨水を貯留することができる浸透柵により処理することができる。

図1 延長が35m以下の場合

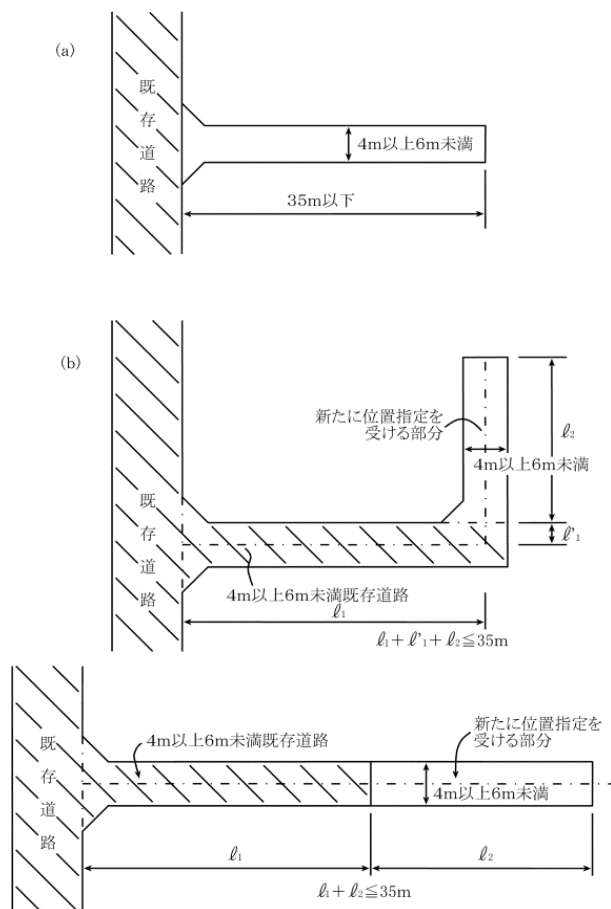


図2 終端が公園等に接続し自動車の転回に支障ない場合

(転回等については管理者の承諾が必要。)

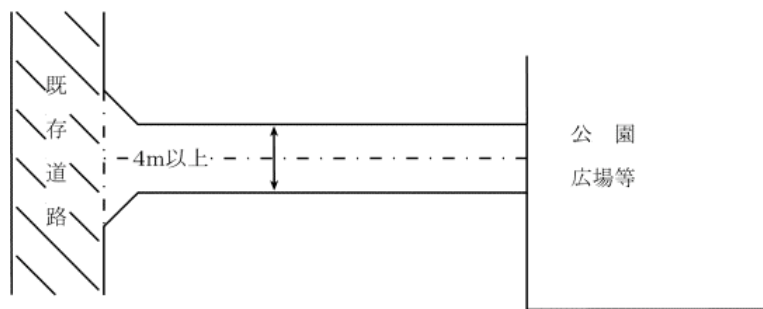


図3 延長が35mを超える場合で終端及び区間35m以内ごとに、国土交通大臣の定める基準（建設省告示第1837号）に適合する自動車の転回広場が設けられている場合。（令第144条の4第1項第1号ハ）

(注) 転回広場の区画の測り方は下図による。

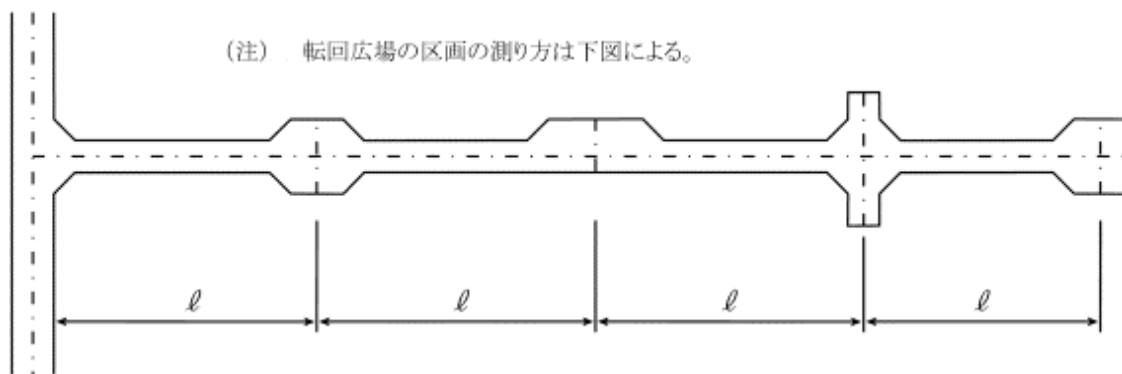


図4 幅員が6m以上の場合（令第144条の4第1項第1号ニ）

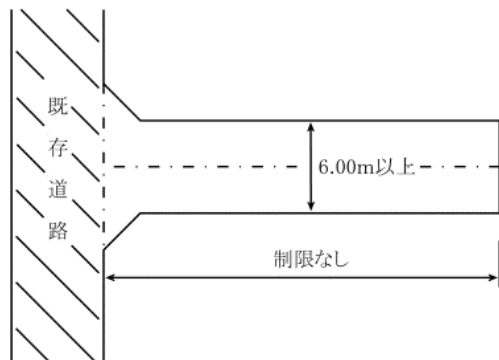


図5 法第42条第2項道路より接続して道路指定をする場合

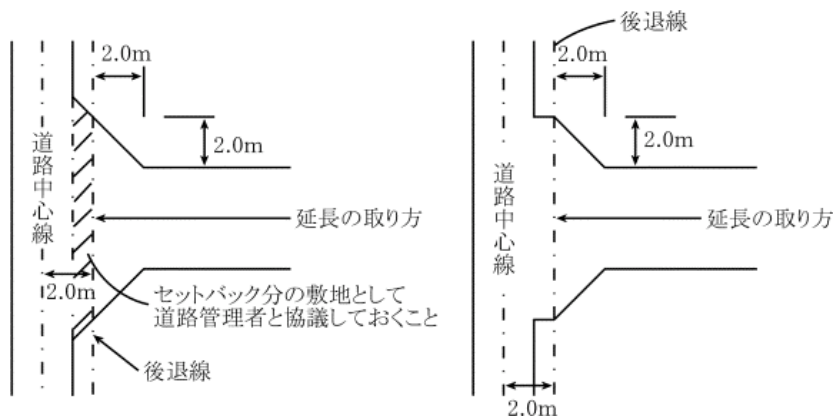


図6 道路幅員の取り方

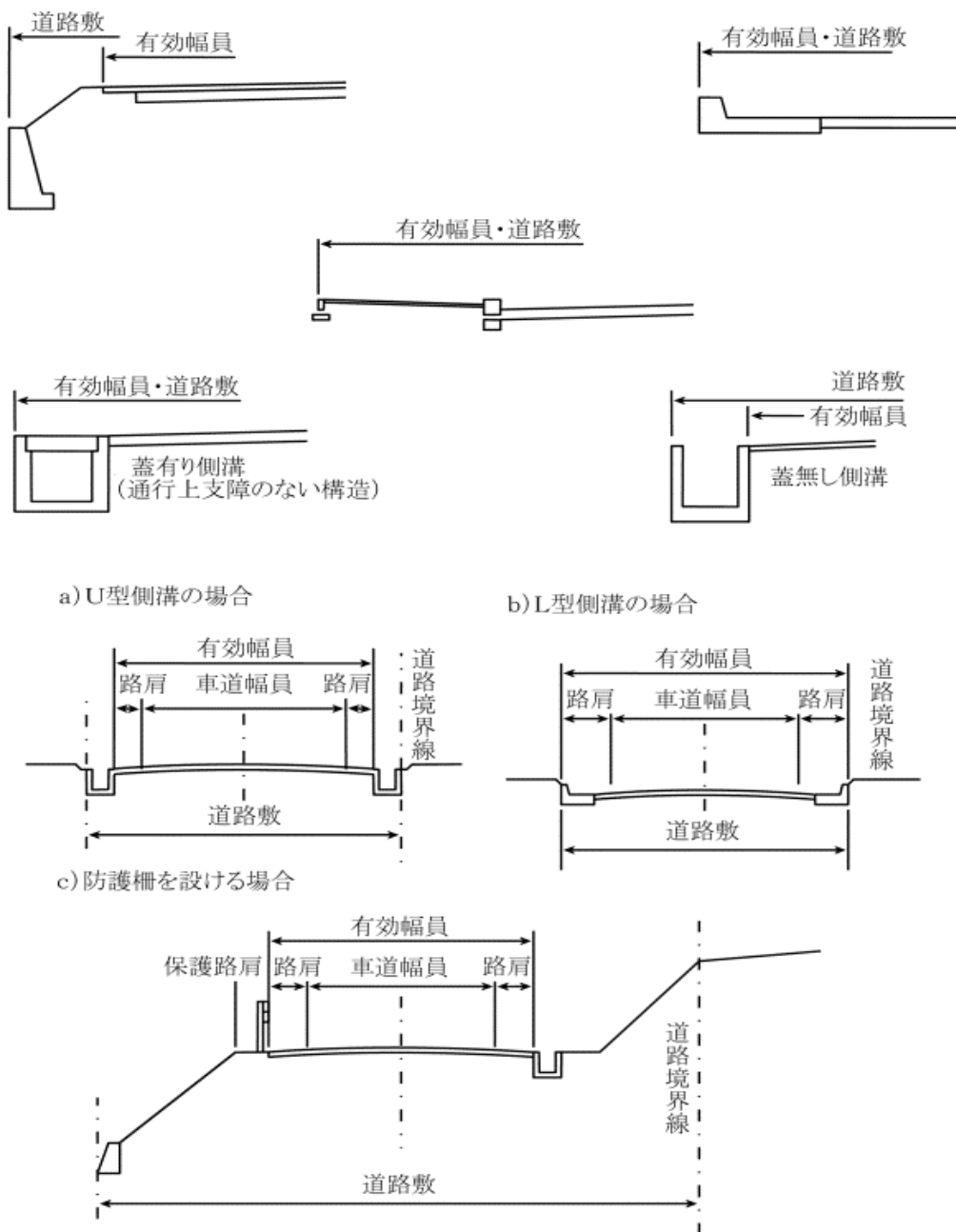


図7 すみ切りの取り方

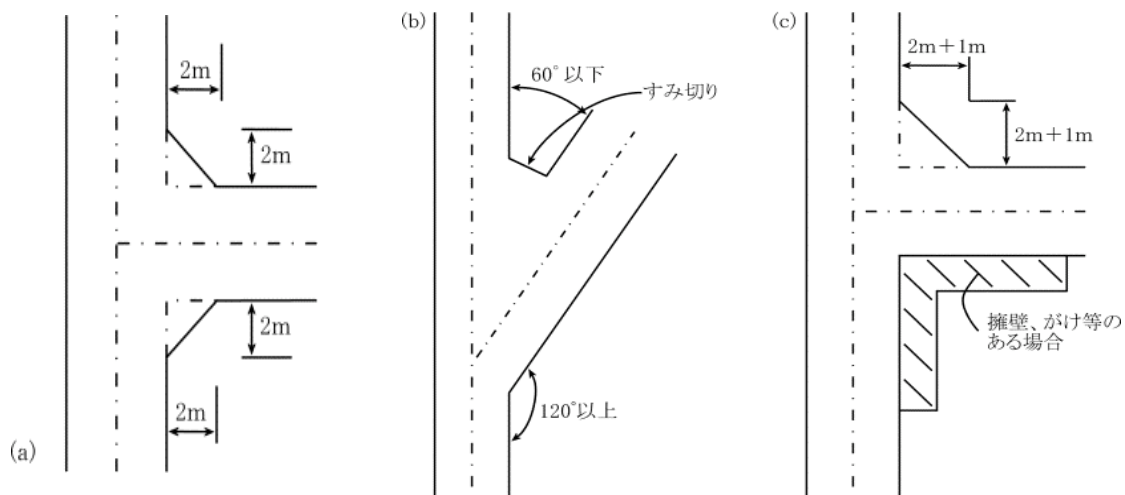


図8 終端に設ける転回広場（告示第1837号の図解）

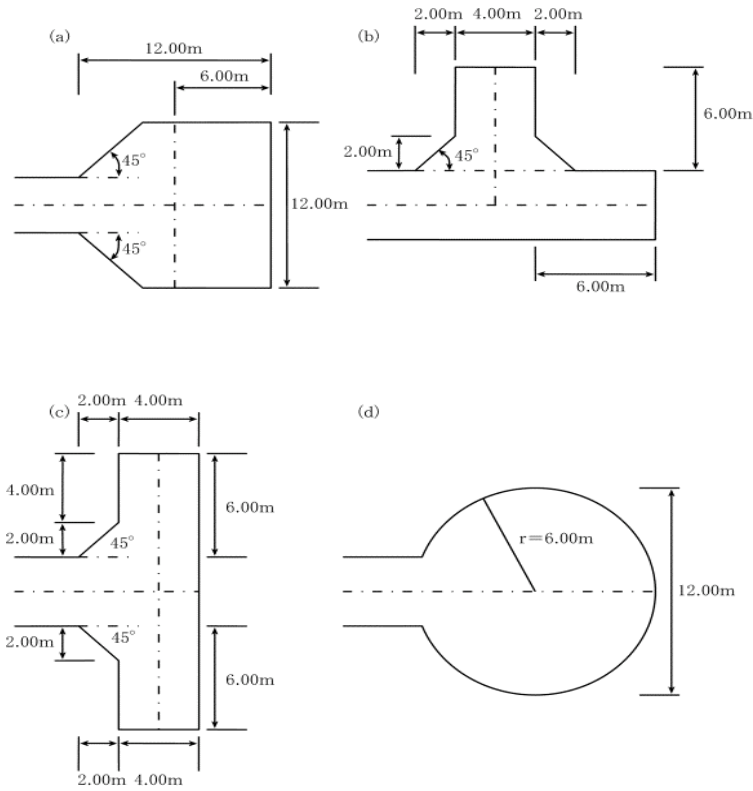
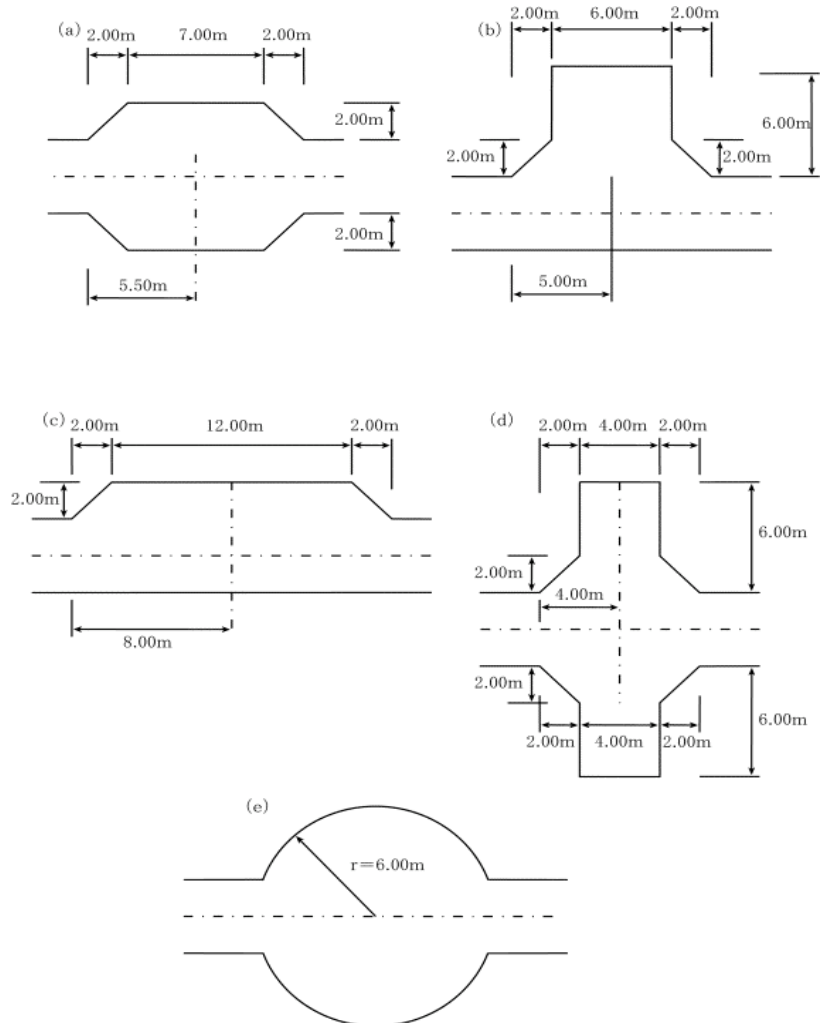


図9 中間に設ける転回広場（告示第 1837 号の図解）



（趣旨）

第1条 この訓令は、銚田市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱（平成17年銚田市訓令第81号。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

（協議申出書）

第3条 要綱第6条第2項の規定による協議申出書は、様式第1号によるものとする。

2 要綱第6条第2項の規定により細則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 公図の写し及び土地登記簿謄本
- (2) 開発区域位置図
- (3) 土地利用現況図
- (4) 土地利用計画図
- (5) 取付道路計画図
- (6) 給水及び排水放流計画図
- (7) その他必要と認める図書で指示するもの

（同意等の通知）

第4条 要綱第7条第3項の規定による通知は、協議通知書（様式第2号）によるものとする。

（確認申請書）

第5条 要綱第9条第2項の規定による確認申請書は、設計確認申請書（様式第3号）によるものとする。

2 要綱第9条第2項の規定により細則で定める図書は、次に定めるものとする。

- (1) 設計説明書（様式第4号）
- (2) 宅地開発事業施行の同意書（様式第5号）
- (3) 開発区域位置図
- (4) 開発区域図
- (5) 土地利用現況図
- (6) 土地利用計画図
- (7) 給水計画図
- (8) 排水計画図
- (9) がけの断面図
- (10) 擁壁の断面及び構造図
- (11) その他必要と認める図書で指示するもの

3 前項第3号から第11号までに掲げる図面は、次の表の左欄に定める種類に応じ、同表の中欄に定める事項を明示し、同表の右欄に定める縮尺によるものとする。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺
開発区域位置図	(1) 開発区域外の道路の機能及び排水放流先の状況の判断しうる開発区域の位置	1/2,500～ 1/25,000
開発区域図	(1) 開発区域及びその周辺の地域における町村の境界、大字の境界 (2) 土地の地番及び形状	1/500以上
土地の公図の写し	(1) 開発区域及びその周辺の地域 (2) 開発区域の境界、公道及び水路	1/600以上
土地利用現況図	(1) 開発区域の地形（1mの標高差を示す等高線によるもの） (2) 開発区域の周辺の地域の道路、河川、水路その他公共施設及び公益施設	1/500以上
計画平面図	開発区域の境界、切土又は盛土する土地の部分、がけ又は擁壁の位置及び道路の配置（位置、形状、幅員及び勾配）	1/500以上

計 画 断 面 図	切土又は盛土する前後の地盤，道路の構造並びに縦断面及び横断面	1 / 100以上
給 水 計 画 図	給水施設の位置，形状内のり寸法及び取水方法	1 / 500以上
排 水 計 画 図	排水計画算定上の基礎資料及び流量計算表に基づく排水区域並びに排水施設の配置（位置，種類，排水処理機構，規模，材料形状内のり寸法，勾配，水の流れの方向，吐口の位置，その放流先の名称及び放流先の区域外排水施設との接続状況）	1 / 500以上
が け の 断 面 図	開発区域及びその周辺の地域におけるがけの高さ，勾配及び擁壁で覆われないがけ面の土質，切土又は盛土する前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	1 / 50以上
擁 壁 の 断 面 及 び 構 造 図	擁壁の寸法及び勾配，擁壁の材料の種類及び寸法，透水層の位置及び高さ，水抜穴の位置及び材料並びに内径，基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置，材料及び寸法	1 / 20以上

（確認の通知）

第6条 要綱第9条第3項の規定による通知は，設計確認通知書（様式第6号）によるものとする。

（変更確認申請書）

第7条 要綱第10条第1項の規定による設計変更の確認申請書は，設計変更確認申請書（様式第7号）によるものとする。

（軽微な変更）

第8条 要綱第10条第1項ただし書の規定による設計の軽微な変更は，次に掲げるものとする。

- (1) 街区の境界又は道路，広場，排水施設等の位置若しくは形状の軽微な変更
- (2) 工事の仕様を変更する設計の変更

（同意等の通知）

第9条 要綱第10条第2項において準用する要綱第9条第3項の規定による通知は，設計変更確認通知書（様式第8号）によるものとする。

（変更等の届出）

第10条 要綱第12条第1号の規定による届出は，設計変更届出書（様式第9号）によるものとする。

2 要綱第12条第2号の規定による届出は，工事施行者変更届出書（様式第10号）によるものとする。

3 要綱第12条第3号から第5号までの規定による届出は，工事着手時期変更（完了時期変更）（中止）（再開）（廃止）届出書（様式第11号）によるものとする。

（工事着手届）

第11条 要綱第13条に規定する届出は，工事着手届出書（様式第12号）によるものとする。

（確認書）

第12条 要綱第14条の規定により細則で定める様式は，確認書（様式第13号）によるものとする。

（完了届出書）

第13条 要綱第15条第1項の規定により細則で定める届出書は，工事完了届出書（様式第14号）によるものとする。

2 前項の規定による届出には，次に掲げる図面を添付するものとする。

- (1) 完成平面図
- (2) 排水完成平面図

（検査済証）

第14条 要綱第15条第2項の規定による検査済証は，様式第15号によるものとする。

（立入調査証）

第15条 要綱第16条第2項の規定による証票は，立入検査証（様式第16号）によるものとする。

（行政指導）

第16条 要綱第18条の規定により細則で定める必要な指導は，下記のとおりとする。

- (1) 市長は，工事が要綱の規定に違反して施行されたときは，当該宅地開発事業主，工事施行

者に対して、相当の期限を定めてその違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

- (2) 市長は、前項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、必要な措置をとることを命じようとする者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して聴聞を行わなければならない。

協 議 申 出 書

年 月 日

銚田市長 様

住所及び氏名（法人にあって
 申出者 は、その名称、代表者の氏名
 及び主たる事務所の所在地）



銚田市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱第6条の規定により協議します。

開発区域に含まれる地域の名称						
用途地域						
工事施行者の住所及び氏名		電話				
開発区域の面積 （実測・公簿）	宅地	田	畑	山林	その他	合計
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
計画戸数・人口		戸 人				
建築物の用途		平均区画割の面積			m ²	
工事着手年月日		年 月 日				
工事完了年月日		年 月 日				
種 別		面 積	比 率	配 置 の 方 針		
土 地 利 用 計 画	公 共 施 設	道 路				
		公 園 等				
		そ の 他				
		小 計				
公 益 施 設	公 益 施 設					
		小 計				
そ の 他	そ の 他	住 宅 施 設				
		未 利 用 地				
		小 計				
合 計						

備考

- 1 「開発区域の面積」の欄は、実測値及び公簿面積いずれかであること。
- 2 「道路」の欄は、幹線道路については幅員及び延長を、その他の幹線街路、区画街路、沿道等については配置の方針を簡明に記載すること。
- 3 「公園等」の欄は、公園、緑地、広場の面積及び配置の方針を簡明に記載すること。
- 4 「その他」の欄は、汚水処理施設、ゴミ焼却施設、貯水槽、その他必要な施設の位置、規模等を簡明に記載すること。
- 5 「公益施設」の欄は、管理事務所、職員施設その他必要な施設の位置、規模、箇所の配置の方針等を簡明に記載すること。
- 6 「住宅施設」の欄は、分譲、賃貸戸数等を簡明に記載すること。
- 7 「未利用地」の欄は、面積、配置の方針等を簡明に記載すること。

※ 添付図書（細則第3条第2項）

協 議 通 知 書

第 号
年 月 日

様

銚田市長



年 月 日付けで申出のあった協議については、同意したので（同意できないので）銚田市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

条 件（理由）

設 計 確 認 申 請 書

年 月 日

銚田市長 様

申請者 住所及び氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

印

銚田市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱第9条第2項の規定により設計の確認を申請します。

開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称		
開発区域の敷地の区画数及び予定建築物の用途	区画数	予定建築物の用途
開発区域面積及び平均区画割の面積	開発区域面積 m ²	平均区画割の面積 m ²
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名		
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日		
工 事 の 完 了 予 定 年 月 日		
そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 付 番 号	年 月 日	第 号
※ 確 認 番 号	年 月 日	第 号
受 付 印		
備 考 ※印のある欄は、記載しないこと。		
<添付図書> ●設計説明書（様式第4号） ●宅地開発事業施行の同意書（様式第5号） ●開発区域位置図 ●開発区域図 ●土地利用現況図 ●土地利用計画図 ●給水計画図 ●排水計画図 ●がけの断面図 ●擁壁の断面及び構造図 ●その他必要と認める図書で指示するもの		

設 計 説 明 書

申請者	住所		設計者	住所		
	氏名 (印)			氏名 (印)		
① 開発区域の所在		茨城県銚田市				
② 設計の方針	開発計画	開発面積		m ²		
		平均区画割面積		m ²		
	設計の基本方針	※ 当該宅地開発事業の目的及び設計に関して特に留意した点				
③ 開発区域の現況	用途地域					
	地目	農地	山林	宅地	その他	合計
	公簿面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	実測面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
④ 土地利用計画	区分	宅地用地	公共施設用地	公益施設用地	その他	合計
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	比率	%	%	%	%	%
⑤ 公共施設整備計画	開発区域内の公共用地 ※公園、緑地等は開発区域面積の3%以上となるよう設計すること	区分		面積		比率
		道 路		m ²		%
		公園, 緑地, 広場		m ²		%
		そ の 他		m ²		%
		計		m ²		%
	開発区域外の公共用地	区分	幅員又は径内	延長	備考	
		道 路		m		
排水施設			m			
⑥ 公益施設配置計画	施設名					
	面積	m ²	m ²	m ²		
	比率	%	%	%		
⑦ 区画数	区画					
⑧ 給水施設	<input type="checkbox"/> 公営水道 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 井戸					
⑨ 消防施設	貯水槽40m ²	基	消火栓	個		
⑩ 雑排水処理施設設置計画						

備考 □のある欄は、レ印を該当する□内に記載すること

宅地開発事業施行の同意書

事業主 _____ の施行に係る宅地開発事業の施行については異議がないので、同意します。

1 土地の関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種別	同意年月日	同意者の住所氏名	印	備考

2 工作物の関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種別	同意年月日	同意者の住所氏名	印	備考

備考

- 1 最終の同意権者の同意が得られない場合は、別に疎明書添付する旨を「備考」欄に記載すること。
- 2 共有の場合は、その旨を「備考」の欄に記載すること。
- 3 「権利の種別」の欄は、使用权、賃借権その他の事業の妨げとなるものを記載すること。

設 計 確 認 通 知 書

第 号
年 月 日

様

銚田市長



年 月 日付けで申請のあった設計の確認については、基準に適合することを確認したので（基準に適合しないことを認めたので）銚田市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱第9条第3項の規定により通知する。

記

1 確 認 番 号	年 月 日 第 号
2 事 業 主 の 住 所 及 び 氏 名	
3 工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	
4 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
5 開 発 区 域 の 面 積 及 び 平 均 区 画 割 の 面 積	開発区域面積 m ² 平均区画割面積
6 （理由）	

設計変更確認申請書

年 月 日

銚田市長 様

住所及び氏名（法人にあって
申請者 は、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地）



銚田市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱第10条第1項の規定により設計変更の確認を申請します。

確認番号	年 月 日 第 号	
開発区域に含まれる地域の名称		
開発区域の敷地の区画数及び予定建築物の用途	区画数	予定建築物の用途
開発区域面積及び平均区画割の面積	開発区域面積 m ²	平均区画割の面積 m ²
工事施行者の住所及び氏名		
工事の着手予定年月日	年 月 日	
工事の完了予定年月日	年 月 日	
設計変更の理由		
設計変更の内容		
その他必要な事項		
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 変更確認番号	年 月 日 第 号	
受 付 印		

備考 ※印のある欄は記入しないこと。

設計変更確認通知書

第 号
年 月 日

様

銚田市長



年 月 日付けで申請のあった設計変更の確認については、基準に適合することを確認したので（基準に適合しないことを認めたので）銚田市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱第10条第2項において準用する同要綱第9条第3項の規定により通知する。

記

1 変更確認番号	年 月 日 第 号
2 事業主の住所及び氏名	
3 工事施行者の住所及び氏名	
4 開発区域に含まれる地域の名称	
5 開発区域の面積及び平均区画割の面積	開発区域面積 m ² 平均区画割面積 m ²
6 （理由）	

設 計 変 更 届 出 書

年 月 日

銚田市長 様

申請者 住所及び氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） ⑩

銚田市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱第12条第1号の規定により下記のとおり届け出ます。

記

確 認 番 号	年 月 日 第 号
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 処 理 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 設計変更の内容を明らかにした図面を添付すること。
- 2 ※印のある欄は記入しないこと。

（注） 指導要綱第10条第1項ただし書による軽微な設計の変更（第8条）

- 1 街区の境界又は道路，広場，排水施設等の位置若しくは形状の軽微な変更
- 2 工事の仕様を変更する設計の変更

工事施行者変更届出書

年 月 日

鉾田市長 様

住所及び氏名（法人にあつて
 申請者 は、その名称、代表者の氏名 ⑩
 及び主たる事務所の所在地）

鉾田市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱第12条第2号の規定により下記のとおり届け
 出ます。

記

確 認 番 号	年 月 日 第 号	
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称		
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	変 更 前	電 話
	変 更 後	電 話
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 処 理 年 月 日	年 月 日	

備考 ※印のある欄は記入しないこと。

着 手 時 期 変
更
完 了 時 期 変
工 事 更 届 出 書
中 止
再 開
廃 止

年 月 日

銚田市長 様

申請者 住所及び氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

印

確 認 番 号	年 月 日 第 号
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
工 事 の 着 手 (完 了) 時 期	変 更 前 年 月 日
	変 更 後 年 月 日
工 事 再 開 (廃 止) 時 期	年 月 日
工 事 中 止 期 間	年 月 日 から 年 月 日
防 災 措 置	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 処 理 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 「防災措置」の欄は、工事の中止及び廃止の届出の場合に記載すること。
- 2 工事の中止及び廃止の届出の場合は、防災措置を明らかにした図面を添付すること。
- 3 工事の中止、再開及び廃止の届出の場合は、工事の状況を明らかにした図面を添付すること。
- 4 ※印の欄は記載しないこと。

工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

銚田市長 様

住所及び氏名（法人にあつて
 申請者 は、その名称、代表者の氏名 ⑩
 及び主たる事務所の所在地）

銚田市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱第13条の規定により下記のとおり工事着手しますので届け出ます。

記

確 認 番 号	年 月 日 第 号
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工事着手する開発区域 に含まれる地域の名称	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号

備考 ※印の欄は記載しないこと。

～ 掲示板の様式は下記のとおり ～

記

確 認 書

確 認 番 号	年 月 日 第 号	
事 業 主 の 住 所 ・ 氏 名	電話	
工 事 施 行 者 の 住 所 ・ 氏 名	電話	
開 発 区 域 に れ 含 ま る 地 域 の 名 称		
開 発 区 域 面 積 及 び 平 均 区 画 割 の 面 積	開 発 区 域 面 積 m ²	平 均 区 画 割 面 積 m ²
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
現 場 管 理 者 氏 名	電話	

備考（掲示板の規格）
縦30cm以上
横50cm以上

※ 工事期間中、開発区域内に設置すること

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

銚田市長 様

申請者 住所及び氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

⑩

銚田市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱第15条第1項の規定により工事が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

確 認 番 号	年 月 日 第 号
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
完了した開発区域 に含まれる地域の名称	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 の 合 否	合 否
※ 検 査 済 証 の 番 号	年 月 日 第 号

備考 ※印の欄は記載しないこと。

添付図書（細則第13条第2項）

- 完成平面図
- 排水完成平面図

検 査 済 証

年 月 日

銚田市長



下記の工事は、 年 月 日検査の結果銚田市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱第9条第1項（第10条第1項）の規定による確認を受けた設計に適合していることを認める。

記

<p>1 確 認 番 号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>2 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称</p>	
<p>3 事 業 主 の 住 所 及 び 氏 名</p>	